

# 公立大学法人名古屋市立大学予算規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
  - 第2章 予算の編成（第4条―第7条）
  - 第3章 予算の執行（第8条―第10条）
  - 第4章 予算の変更（第11条―第13条）
  - 第5章 予算の繰越し（第14条）
  - 第6章 予算の執行結果（第15条）
  - 第7章 雑則（第16条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的等）

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年名古屋市立大学達第60号。以下「会計規程」という。）第11条及び第51条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等法人の予算に関する事項を定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手續その他必要な事項については、法令及び諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（一部改正 令和4年達第107号）

### （定義）

第2条 この規程において「予算」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項に規定する年度計画を達成するために措置される法人の一事業年度における収入及び支出の見積もりをいう。

（一部改正 令和4年達第107号）

### （予算単位及び予算責任者）

第3条 会計規程第6条第2項に定める予算単位及び同条第3項に定める予算責任者は、別表に定めるところによる。

2 予算責任者は、予算執行の一部を別に定める職員に処理させることができる。

3 予算責任者に事故があるときは、理事長が命じた者がその業務を代理する。

## 第2章 予算の編成

### （予算編成方針）

第4条 理事長は、予算の編成に当たっては、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成する。

2 理事長は、予算編成方針を公立大学法人名古屋市立大学役員会（以下「役員会」という。）の議を経て決定する。

3 理事長は、予算編成方針を決定した際には、これを予算責任者に通知する。

### （予算単位の予算案）

第5条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、所掌する予算単位に係る予算案を作成し、理事長に提出しなければならない。

(予算の編成)

第6条 理事長は、各予算責任者から提出された予算案を調整し、予算を編成する。

(予算の決定)

第7条 理事長は、会計規程第8条第2項の規定により予算を決定したときは、予算責任者にこれを配分するとともに、その旨を通知する。

### 第3章 予算の執行

(収入予算の確保)

第8条 予算責任者は、事業年度の予算に基づき、収入予算に定める収入額を確保し、財務の健全性を維持するとともに、可能な限り収入の増加を図り、法人の発展に資するよう努めなければならない。

(支出予算の執行)

第9条 予算責任者は、予算に基づき、支出予算を執行しなければならない。この場合において、予算責任者は、予算を超えて執行してはならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、予算責任者に対して、予算執行に関し、資料の提出を求め、又は指示することができる。

### 第4章 予算の変更

(予算の補正)

第11条 理事長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、公立大学法人名古屋市立大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）において審議し、役員会の議を経て、予算を補正することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由により、事前に前項に定める手続を経ることが困難な場合は、理事長は、予算を補正することができる。この場合において、理事長は、補正予算の編成後速やかに前項に定める手続きをとり、予算の補正について追認を得るものとする。

3 理事長は、予算の補正について決定したときは、予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位間の予算の流用)

第12条 予算責任者は、予算単位間において、予算執行計画を変更して予算を執行する必要が生じたときは、関係の予算責任者との協議に基づき、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、予算単位間の流用を決定したときは、関係の予算責任者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の決定を行ったときは、次の役員会及び経営審議会の会議においてこれを報告しなければならない。

(予算単位内の予算の流用)

第13条 予算責任者は、予算単位内において予算を流用する場合は、理事長の承認を得なければならない。

## 第5章 予算の繰越し

(予算の繰越し)

第14条 予算責任者は、予算のうち、やむを得ず翌年度に繰越しをする必要があると認められるものがあるときは、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、予算の繰越しを承認したときは、速やかにその旨を関係の予算責任者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の承認を行ったときは、次の役員会及び経営審議会の会議においてこれを報告しなければならない。

## 第6章 予算の執行結果

(決算報告書の作成)

第15条 理事長は、会計規程第12条に基づき報告された執行結果を基に、決算報告書を作成しなければならない。

2 決算報告書は、経営審議会において審議し、役員会の議を経て決定する。

## 第7章 雑則

(雑則)

第16条 この規程のほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第29号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第37号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第43号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学達第107号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学予算規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学予算規程の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

#### 別表（第 3 条関係）

予算単位	予算責任者
監査室	監査室長
総務部	総務部長
施設企画部	施設企画部長
教育研究部	教育研究部長
医学研究科	医学研究科長
薬学研究科	薬学研究科長
経済学研究科	経済学研究科長
人間文化研究科	人間文化研究科長
芸術工学研究科	芸術工学研究科長
看護学研究科	看護学研究科長
理学研究科	理学研究科長
データサイエンス学部	データサイエンス学部長
総合情報センター	総合情報センター長
高等教育院	高等教育院長
病院統括部	病院統括部長
医学部附属病院	医学部附属病院長
医学部附属東部医療センター	医学部附属東部医療センター病院長
医学部附属西部医療センター	医学部附属西部医療センター病院長
医学部附属みどり市民病院	医学部附属みどり市民病院院長
医学部附属みらい光生病院	医学部附属みらい光生病院院長

（一部改正 平成 19 年達第 46 号、平成 25 年達第 29 号、平成 27 年達第 52 号、平成 30 年達第 37 号、平成 31 年達第 63 号、

令和2年達第43号、令和3年達第1号、令和3年達第34号、令和3年達第80号、  
令和4年達第107号、令和5年達第80号)